

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年2月16日
【会社名】	株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
【英訳名】	CHARM CARE CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 下村 隆彦
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島三丁目6番32号
【電話番号】	(06)6445-3389(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営管理部長 里見 幸弘
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島三丁目6番32号
【電話番号】	(06)6445-3389(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長兼経営管理部長 里見 幸弘
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 126,100,000円 (注) 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。)の総額であり、平成30年2月9日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	65,000株	完全議決権株式であり、権利内容に特に限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成30年2月16日(金)開催の取締役会決議によります。

- 2 平成30年2月16日(金)開催の取締役会決議に基づき行われる当社普通株式435,000株の一般募集(以下、「一般募集」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、65,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して、大和証券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)であります。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から平成30年3月23日(金)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われなない場合があります。

- 3 平成30年2月16日(金)開催の取締役会において、平成30年4月1日(日)付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議しております。この株式の分割は、平成30年3月31日(土)最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式数を1株につき、2株の割合をもって分割するものであります。
- 4 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	65,000株	126,100,000	63,050,000
一般募集			
計(総発行株式)	65,000株	126,100,000	63,050,000

(注)1 前記「1 新規発行株式」(注)2に記載のとおり、本募集はオーバーアロットメントによる売出しに関連して大和証券株式会社を割当先として行われる第三者割当の方法によります。その概要は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称	大和証券株式会社
割当株数	65,000株
払込金額の総額	126,100,000円
割当てが行われる条件	前記「1 新規発行株式」(注)2に記載のとおり

- 2 前記「1 新規発行株式」(注)2に記載のとおり、発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた金額とします。
- 4 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額の総額は、平成30年2月9日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	100株	平成30年3月27日(火)	該当事項なし	平成30年3月28日(水)

- (注)1 発行価格及び資本組入額については、平成30年2月26日(月)から平成30年3月1日(木)までのいずれかの日に一般募集において決定される発行価額及び資本組入額とそれぞれ同一の金額とします。
- 2 全株式を大和証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
 - 3 大和証券株式会社から申込みがなかった株式については、割当を受ける権利は消滅します。
 - 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ1株につき発行価格と同一の金額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社チャーム・ケア・コーポレーション 本社	大阪市北区中之島三丁目6番32

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 御堂筋支店	大阪市中央区平野町四丁目1番2号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
126,100,000	2,000,000	124,100,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成30年2月9日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限124,100,000円については、本件第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された一般募集の手取概算額833,900,000円と合わせた、手取概算額合計上限958,000,000円について、909,000,000円を平成32年6月末までに介護付有料老人ホームの新規開設のための差入保証金等に、残額を平成30年6月末までに借入金返済に充当する予定であります。具体的な支出が発生するまでは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

なお、設備計画の内容については、後記「第三部 追完情報 1 設備計画の変更」に記載のとおりであります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 設備計画の変更

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第33期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」は、本有価証券届出書提出日（平成30年2月16日）現在（ただし、投資予定額の既支払額については平成29年12月31日現在）、以下のとおりとなっております。

セグメント の名称	所在地 (事業所数)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)			
介護事業	大阪府 (2事業所)	有料老人ホーム	1,862,889	932,498	自己資金、 増資資金及 び借入金	平成29年7月～ 平成30年11月	居室数 218室
	兵庫県 (4事業所)	(同上)				平成29年3月～ 平成31年8月	居室数 234室
	京都府 (2事業所)	(同上)				平成29年4月～ 平成30年10月	居室数 154室
	東京都 (7事業所)	(同上)				平成29年5月～ 平成32年2月	居室数 285室
	神奈川県 (2事業所)	(同上)				平成30年4月～ 平成32年1月	居室数 98室
	本社 (大阪市北区)	販売管理介護記 録システム	123,832	93,130	自己資金及 び借入金	平成28年7月～ 平成30年8月	-

(注) 1 上記金額のうち、投資予定金額には消費税等が含まれておりません。

2 上記有料老人ホームはいずれも賃借による開設を予定しております。

2 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第33期事業年度）の提出日（平成29年9月27日）以後、本有価証券届出書提出日（平成30年2月16日）までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

(平成29年9月28日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成29年9月26日開催の当社第33回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年9月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円50銭

配当総額48,954,330円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年9月27日

- 第2号議案 定款の一部変更の件
今後の事業展開に備えるために、現行定款第2条(目的)に追加・変更を加えるものです。
取締役の経営責任をより明確化するとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、現行定款第21条(取締役の任期)につき、取締役の任期を2年から1年に短縮するとともに、任期の調整に関する同条第2項を削除するものです。
その他、上記に伴う号数の変更を行うものです。
- 第3号議案 取締役6名選任の件
下村隆彦、里見幸弘、奥村孝行、小梶史朗、渡邊五郎及び山澤俱和の6氏を取締役に選任するものです。
- 第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
本総会終結の時をもって取締役を退任する杉本安史氏の在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈するものです。
なお、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会に一任願います。
- 第5号議案 取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件
役員報酬制度改定の一環として、取締役及び監査役の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することに伴い、第3号議案「取締役6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合に再任される取締役下村隆彦、里見幸弘、奥村孝行の3氏及び在任中の監査役吉川良文氏に対し、それぞれ本総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給するものです。
なお、その具体的な金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任願います。
- 第6号議案 取締役の報酬額改定の件
今般、コーポレート・ガバナンスを強化し、社外取締役の増員及び今後の役割拡大に備えるため、取締役の報酬額を年額110百万円以内(うち社外取締役分は年額10百万円以内)から年額120百万円以内(うち社外取締役分は年額20百万円以内)に改定するものです。
- 第7号議案 社外取締役を除く取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件
取締役(社外取締役を除く。)に対して、従来の取締役の報酬額とは別枠で、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を年額20百万円以内かつ新株予約権の上限個数1,500個(付与株式数は1個当たり10株とする)の範囲で発行するものです。
なお、各取締役への支給時期及び配分については、取締役会に一任願います。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	42,573	406	-	(注)1	可決 99.06
第2号議案 定款の一部変更の件	42,603	376	-	(注)2	可決 99.13
第3号議案 取締役6名選任の件					
下村 隆彦	42,592	387	-	(注)3	可決 99.10
里見 幸弘	42,591	388	-		可決 99.10
奥村 孝行	42,593	386	-		可決 99.10
小椋 史朗	42,591	388	-		可決 99.10
渡邊 五郎	42,583	396	-		可決 99.08
山澤 倶和	42,584	395	-		可決 99.08
第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件	42,331	648	-	(注)1	可決 98.49
第5号議案 取締役及び監査役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件	42,396	583	-	(注)1	可決 98.64
第6号議案 取締役の報酬額改定の件	42,585	394	-	(注)1	可決 99.08
第7号議案 社外取締役を除く取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件	42,594	385	-	(注)1	可決 99.10

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

3 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第33期）及び四半期報告書（第34期第2四半期）（以下、「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成30年2月16日）までの間において変更及び追加すべき事由が生じております。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については、_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下「事業等のリスク」に記載された事項を除き、本有価証券届出書提出日（平成30年2月16日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

[事業等のリスク]

有価証券報告書等に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中における将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成30年2月16日）現在において判断したものであります。

介護保険制度について

当社の事業の中心となる介護付有料老人ホーム事業は、介護保険法に定める居宅サービスのうち「特定施設入居者生活介護」において、都道府県知事等より「指定居宅サービス事業者」の指定を受け、介護報酬の給付を受けております。「指定居宅サービス事業者」の指定を受けるには、「指定居宅サービス等の事業の人員、設置及び運営に関する基準」（介護保険法に基づく厚生労働省令）を満たしている必要があり、その基準に達しないことで、監督官庁より行政処分を受けた場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社が運営する住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の場合においても、介護サービスの提供にあたり、介護保険法に定める居宅サービスのなかで必要に応じて「訪問介護」「訪問看護」「通所介護」「居宅支援事業」のそれぞれの指定が必要であり、各指定基準において監督官庁より行政処分を受けた場合には、当社の業績等に影響を及ぼす可能性があります。

当社のホームは現在それらの基準をすべて満たしておりますが、今後万が一、上記基準が満たせなくなった場合には、定められた介護報酬よりも減額される可能性があり、また、そうした期間が長期間にわたる場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

平成12年4月1日に施行された介護保険法は、3年毎に各都道府県・各市町村において保険事業計画の見直し、さらには介護保険法附則第2条において、施行後5年目を目途として制度全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとされております。平成18年4月1日に施行された改正介護保険法では施設開設における総量規制が取り入れられ、介護報酬については、平成21年、平成24年、平成26年（消費税増税分を補てんする意味合いからの臨時改定）、平成27年及び平成29年（介護職員の処遇改善のための臨時改定）に改定が行われました。

平成27年4月の改定では介護報酬改定率は全体で2.27%の引下げと9年ぶりのマイナス改定となりました。内訳としては、介護職員の賃上げにつながる処遇改善及び手厚い介護に取り組む事業者には加算を拡充する一方、増大する介護費用を抑制するために事業者向け介護報酬単価は平均4.48%の引下げとなりました。

また、平成29年4月の臨時改定では、介護職員の処遇改善を実施するため1.14%の引上げとなりました。なお、この引上げ額はすべて処遇改善のために反映させることとなっております。

なお、平成30年4月に予定されている改定では、当初増大する介護費用の伸びを抑制する観点から、厳しい内容になることが予想されていましたが、平成27年度の介護報酬引き下げに伴う介護事業者の厳しい経営状況及び介護職員の処遇改善等の必要性を踏まえ、小幅ながらも6年ぶりのプラス改定の方向性が示されております。

今後も、介護報酬の引下げ等の介護事業者に不利な改正がなされた場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

競合について

今後のさらなる高齢化に伴い介護サービスニーズの高まりが推測され、異業種からの新規参入や同業他社の事業拡大のスピードが加速されるものと考えられます。よって、当社が事業展開している地域において品質向上のためのコスト増加や価格競争のさらなる激化等が生じる場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、平成18年4月1日の介護保険法改正より続いている特定施設の総量規制が緩和された場合、当社においては新規開設による拡大スピードの加速化といった利点がある半面、競合が激化し新規ホームの入居ペースの鈍化のみならず、既存ホームにおいても入居率の低下につながることも懸念されます。このため、制度改正に伴い、新規参入業者が増加した場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

特定事業への依存に関するリスク

当社の事業領域は介護業界のなかでも、介護付有料老人ホームを中心とした施設介護事業に集中しております。施設介護事業を含む介護業界は高齢化に伴う市場ニーズの増大により、今後もさらなる需要拡大が見込まれておりますが、今後の業界動向は介護保険法改正等の様々な外部の影響を受けることとなります。このため、在宅介護を中心とする介護保険制度への転換を意図した介護保険法や老人福祉法の改正等によって、施設介護事業を中心とした事業戦略からの転換を強いられた場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

従業員の確保について

「特定施設入居者生活介護」の指定を受けた介護付有料老人ホームには、人員に関する基準（資格要件、配置基準）が定められております。また、介護業界の成長に伴い、介護サービスの需要の増大や競争激化による労働力不足が懸念されている状況であります。当社では、事業規模の拡大に伴い、人材の確保・育成に向けて、新卒採用及び中途採用を積極化するとともに、定着率向上のためのキャリアパス制度の再構築をはじめ、処遇改善、人事制度の見直し、教育研修制度の充実などの取り組みを行っております。しかしながら、このような施策の効果が十分に得られず、従業員の確保や配置が進まない場合、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

新規ホームの開設について

当社は事業拡大にあたり、今後も計画的な新規ホームの開設を進めていく所存ですが、「介護保険制度について」で記載のとおり、平成18年4月1日の介護保険法改正に伴って施設開設に対する総量規制が行われていることから、特定施設の新規開設に当たっては、各都道府県・各市町村の事業計画にしたがった公募に対して、介護事業者が応募し選定を受ける必要があります。当社は各都道府県・各市町村の動向やニーズを適宜把握する等の対応をしておりますが、計画通りに選定を受けることができなかった場合、当社の事業計画遂行に影響を及ぼす可能性があります。さらに、選定を受け、新規ホームが開設できたとしてもご入居者様の入居が円滑に進まなかった場合、あるいは従業員の募集が円滑に進まずサービスが提供できない状態が長期間続いた場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

有料老人ホームにおける土地・建物に関する契約について

当社が運営する有料老人ホームは、土地の定期借地契約及び建物の賃貸借契約において20年以上の契約期間を定めております。なお、原則としてその期間は解約ができないことから、当社にとっては安定かつ継続的に土地・建物を賃借し運営できる反面、入居率の低下等に伴い利用料金の見直しが必要になった場合、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす場合があります。

差入保証金について

当社は有料老人ホームの新規開設における賃借時に保証金を差し入れております。差入保証金の残高は平成29年12月31日現在2,616,870千円となっており、総資産に占める比率は17.5%であります。

当社は、新規開設の際の与信管理を徹底していますが、賃借先のその後の財政状態の悪化等によって、差入保証金の全部又は一部が回収できなくなった場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

有利子負債について

当社は今まで新規ホームの開設に伴う設備投資資金を主として金融機関からの借入により調達してまいりましたので、総資産に対する有利子負債残高の割合が次表のとおり高い水準で推移しております。

今後の新規ホームの開設は、土地所有者に建物を建築していただき、一括賃借する方法などにより有利子負債増加の抑制を図っているものの、これまでの影響から当分の間は有利子負債依存度が相対的に高い水準で推移していくことが予想されます。

このような状況の中、金融情勢の変化などにより計画どおりに資金調達ができず計画的なホーム開設が困難となる場合や市場金利の上昇により資金調達コストが増大した場合には、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

	平成28年6月30日時点	平成29年6月30日時点	平成29年12月31日時点
有利子負債残高（千円）	6,124,701	6,606,804	7,482,986
総資産残高（千円）	11,463,658	13,396,757	14,944,431
有利子負債依存率（％）	53.4	49.3	50.0

（注）1 有利子負債残高は、借入金及びリース債務の合計であります。

2 有利子負債依存率は、有利子負債残高を総資産残高で除した数値を記載しております。なお、下表に記載の借入契約につきましては、財務制限条項が付されております。これに抵触した場合には当該借入金の返済もしくは新たな担保権の設定を求められ、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

金融機関名	契約締結日	平成28年6月30日時点 借入残高	平成29年6月30日時点 借入残高	平成29年12月31日時点 借入残高	借入種別
株式会社三菱東京 UFJ銀行	平成21年 3月13日	210,000千円	150,000千円	120,000千円	金銭消費貸 借契約
	平成27年 7月13日	936,000千円	889,200千円	865,800千円	金銭消費貸 借契約
株式会社りそな銀 行	平成25年 9月26日	641,680千円	595,024千円	571,696千円	金銭消費貸 借契約
	平成27年 10月28日	636,000千円	604,200千円	588,300千円	金銭消費貸 借契約

リース会計基準変更の可能性について

当社では現在、一部の土地及び建物をオペレーティング・リースにより調達しており、財務諸表上はオフバランスとなっておりますが、リース会計基準等の変更によりオペレーティング・リース対象資産・負債をオンバランス処理することとなった場合には、購入額相当分が計上されることとなるため、当社の自己資本比率が現状より低下する可能性があります（なお、平成29年12月31日現在における土地及び建物に係るリース契約残高の総額は66,772,487千円であります）。

固定資産の減損リスクについて

当社は、平成19年6月期から「固定資産の減損に係る会計基準」及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」を適用しております。今後資産の利用状況及び資産から得られるキャッシュ・フローの状況等が悪化し、減損処理が必要となった場合、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害について

当社は、平成29年12月末現在、首都圏（東京都）及び近畿圏（大阪府・京都府・兵庫県・奈良県）において事業を展開しておりますが、これらの地域において予測不能な地震、風水害等の自然災害が発生し、ホームに影響が生じ業務を停止せざるを得ない状況や、建物や設備が損傷しその修復に多大な費用が必要となった場合、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

高齢者向けの事業であることについて

当社の事業は高齢者を対象としているため、ご入居者様がホームで生活をしていく上で移動中の転倒事故等の危険性があると考えております。また、ホーム内では食事や入浴等の介護サービスの提供を行っていることから、ご入居者様の集団感染あるいは食中毒が発生する可能性もあります。

当社は過去の運営実績をもとにした事故防止対策や、うがい・手洗い・アルコール消毒剤等での手指消毒の徹底による感染症の集団発生の予防をはじめとした安全管理や健康管理、あるいはご入居者様への食事の外注先である給食業者への衛生管理の徹底に万全を期するよう取り組んでおりますが、万が一ホーム内での事故や感染症の流行、食中毒等が発生した場合には、当社の信用が低下するとともに訴訟等で損害賠償請求を受ける恐れがあり、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

また、ご入居者様が事故や病気等の理由により入院治療が必要となるなど、何らかの理由により一時的に退去者数が増加した場合にも稼働率が低下し、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

情報管理について

当社の事業を運営するにあたり、ご入居者様あるいはそのご家族様の重要な個人情報を取り扱っております。システム上の情報管理については漏洩防止のため、ファイアウォールによる外部ネットワークからのアクセス遮断、ウィルス対策ソフトによるマルウェアなどからの保護を実施するほか、原則ノートパソコンなどの電子機器の持ち出しを禁止しております。また、ノートパソコンには、起動時のパスワード管理を実施しており、第三者が容易に起動させることができない設定となっております。以上の対策を厳重に講じておりますが、万が一システム等からの情報が流出し、当社の信用が低下した場合、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

風評等の影響について

当社の事業は、ご入居者様やそのご家族様のみならず地域住民や介護にかかわる方々からの信頼のもとに成り立つものと認識しており、従業員には経営理念を浸透させ、安定的かつ質の高いサービスを提供するよう指導、教育を行っております。しかしながら従業員の不祥事等何らかの理由で、社内、社外を問わず当社に対して不利益な情報や風評が流れた場合、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

特定個人への依存について

当社の代表取締役である下村隆彦は、経営者として経営方針や事業戦略について極めて重要な役割を担っております。当社は取締役会、部課長会議及びホーム長会議における役員及び幹部社員間の情報共有の推進や、事業規模拡大に伴う経営組織の人員強化など、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合、当社の財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

下村建設株式会社との関係について

当社は平成15年9月から下村建設株式会社（大阪市西区、代表取締役社長下村永利、昭和23年6月設立）（以下、「同社」という）の子会社として介護サービス事業を行っておりましたが、当社の事業規模拡大に伴い、各々が独立した経営主体として事業を営むべく、平成19年2月に当社代表取締役社長下村隆彦が同社から当社の全株式を取得し、両社の資本関係は解消されております。

また、当社代表取締役社長下村隆彦は、現在も同社の非常勤取締役会長を兼務しており、その近親者も含め同社の53.0%の議決権を有する大株主でもありますが、取締役会長としての報酬を受領しておらず、取締役会への出席のみの関与に留まることから、当社における業務執行に支障を来すものではありません。

現在、当社と同社との間に事業上の取引関係は一切なく、同社から当社への債務保証・担保提供も平成23年9月までに解消しております。今後においても取引の予定はありませんが、同社が何らかのトラブルに巻き込まれるなどして、同社の風評が悪化する等の事態が発生した場合には、当社の事業運営や、財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

4 株式分割について

当社は、平成30年2月16日（金）開催の取締役会において、平成30年4月1日（日）付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議しております。この株式の分割は、平成30年3月31日（土）最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有普通株式数を1株につき、2株の割合をもって分割するものであります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第33期)	自 至	平成28年7月1日 平成29年6月30日	平成29年9月27日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第34期第2四半期)	自 至	平成29年10月1日 平成29年12月31日	平成30年2月5日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年9月26日

株式会社チャーム・ケア・コーポレーション

取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 徳 丸 公 義 印

業務執行社員 公認会計士 俣 野 朋 子 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社チャーム・ケア・コーポレーションの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社チャーム・ケア・コーポレーションの平成29年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社チャーム・ケア・コーポレーションの平成29年6月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社チャーム・ケア・コーポレーションが平成29年6月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年2月5日

株式会社チャーム・ケア・コーポレーション
取締役会 御中

仰星監査法人

指定社員 公認会計士 徳丸 公義 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 俣野 朋子 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社チャーム・ケア・コーポレーションの平成29年7月1日から平成30年6月30日までの第34期事業年度の第2四半期会計期間（平成29年10月1日から平成29年12月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成29年7月1日から平成29年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社チャーム・ケア・コーポレーションの平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。